第五十六条の二各号を次のように改める。

一　第九十七条第一項の規定に違反して第九十三条第三項第七号又は第八号に掲げる事項を変更した者

二　第百十四条又は第百二十三条の規定による命令に違反した者

三　第百十七条第一項の規定に違反して放送局設備供給契約の申込みを拒んだ者

四　第百十七条第二項の規定に違反して放送局設備供給契約の申込みを承諾した者

五　第百十八条第一項の規定により届け出た提供条件によらないで、放送局設備供給役務を提供した者

六　第百二十条の規定による命令に違反した者

七　第百三十条第一項の規定に違反して第百二十六条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更した者

八　第百三十八条又は第百四十一条の規定による命令に違反した者

九　第百四十条第二項の規定により届け出た契約約款によらないで、同条第一項の規定による再放送の役務を提供した者

十　第百四十七条第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款によらないで、有料基幹放送の役務を提供した者

十一　第百四十八条の規定に違反して有料放送の役務の提供を拒んだ者

十二　第百五十二条第一項の規定に違反して有料放送管理業務を行つた者

十三　第百五十六条の規定による命令に違反した者

第五十六条の二を第百八十七条とする。

第五十六条第一項中「第四条第一項」を「第九条第一項（第八十一条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第百八十六条とする。

第五十五条各号を次のように改める。

一　第二十条第一項から第三項まで及び第六十五条第四項の業務以外の業務を行つたとき。

二　第十八条第二項、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）、第二十条第九項若しくは第十項、第二十二条、第六十四条第二項若しくは第三項、第七十一条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十九条第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三　第三十八条、第六十条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項又は第七十四条第一項の規定に違反したとき。

第五十五条を第百八十五条とし、第五十四条を第百八十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百八十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第百二十六条第一項の規定に違反して一般放送の業務を行つた者

二　第百七十四条（第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第六章を第十一章とする。

第五章中第五十三条の十三を第百八十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（総務省令への委任）

第百八十一条　この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。

（経過措置）

第百八十二条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五十三条の十二第一項中「第五十三条の十第一項各号」を「第百七十七条第一項各号」に改め、同条を第百七十九条とする。

第五十三条の十一第一項中「前条第一項第五号」を「前条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条を第百七十八条とする。

第五十三条の十第一項中「場合には」を「事項については」に改め、各号を次のように改める。

一　第九十一条第一項又は第四項の規定による基幹放送普及計画の制定又は変更

二　第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第二十二条（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三　第七十条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して付す意見

四　第百四条（基幹放送の業務に関する認定の取消し）、第百三十一条（一般放送の業務に関する登録の取消し）、第百六十六条第二項（認定放送持株会社に関する認定の取消し）又は第百七十三条第一項（センターの指定の取消し）の規定による処分

五　第二条第二十四号（基幹放送局設備）、第九十三条第一項第四号ただし書若しくは第二項第一号若しくは第三号（基幹放送による表現の自由享有基準）、同条第五項（基幹放送の業務の認定の申請期間）、第九十七条第一項ただし書（基幹放送に係る軽微な変更）、第百十一条第一項（基幹放送設備の技術基準）、第百十三条第一項若しくは第二項、第百二十二条若しくは第百三十七条（報告を要する重大事故の基準）、第百二十一条第一項（基幹放送局設備の技術基準）、第百二十六条第一項ただし書（登録を要しない一般放送）、第百三十六条第一項（一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準）、第百五十条（有料放送の役務の提供条件の説明）、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号ただし書（基幹放送による表現の自由享有基準の特例）、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号ハ（認定放送持株会社に係る特例）又は第百六十四条第二項（保有基準割合）の規定による総務省令の制定又は改廃

第五十三条の十第二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条を第百七十七条とし、同条の前に次の一条を加える。

（適用除外等）

第百七十六条　この法律の規定は、受信障害対策中継放送（電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下この条において同じ。）、車両、船舶又は航空機内において有線電気通信設備を用いて行われる放送その他その役務の提供範囲、提供条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害するおそれがないものとして総務省令で定める放送については、適用しない。

2　前項の規定にかかわらず、第九十一条の規定は、受信障害対策中継放送についても適用する。

3　第一項の規定にかかわらず、受信障害対策中継放送は、これを受信障害対策中継放送を行う者が受信した基幹放送事業者の放送とみなして、第九条第一項、第十一条、第十二条、第百四十七条第一項及び第百五十七条の規定を適用する。